

四日市市選管告示第44号

平成27年5月24日執行予定の桜財産区管理委員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成27年5月15日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

1 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所6階 選挙管理委員会室

2 日 時 平成27年5月19日 午後5時30分

（選挙管理委員会事務局）